医療法人名南会

中川診療所指定居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　医療法人名南会が開設する中川診療所指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

２　事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

３　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

４　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　中川診療所指定居宅介護支援事業所

（２）所在地　　名古屋市中川区一色新町三丁目 1209 番 2 号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

（２）介護支援専門員　２名（常勤兼務職員１名、常勤専従職員１名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日　　午前９時より午後５時

土曜日　　午前９時より午後０時３０分

ただし、日曜日、国民の祝日、及び年末年始（１２月３０日から１月３日）は休業日とする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第６条　指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

（１）利用者の相談を受ける場所　　第３条に規定する事業所内

（２）使用する課題分析票の種類　　当事業所方式

（３）サービス担当者会議の開催場所　　第３条に規定する事業所内および利用者宅
（４）介護支援専門員の居宅訪問頻度　　最低月１回
（５）モニタリングの結果の記録　　１ヶ月に１回

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、中川区・港区・中村区・海部郡蟹江町・海部郡大治町とする。ただし、上記以外の地域の方でも希望の方は相談に乗っていく。（要相談）

（事故発生時の対応）

第８条　介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止のための措置に関する条項）

第９条　　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

１　事業所は虐待の防止ための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に（年２回以上）開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

２　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

３　事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年１回以上）実施すること。

４　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（身体拘束等の適正化）

第10条　　身体拘束等の適正化を図る観点から、以下を規定する。

１　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

２　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（その他の運営についての留意事項）

第11条　衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又は　まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における　感染症の予防及び　まん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）を概ね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）事業所における感染症の予防及び　まん延防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防　及び　まん延の防止のための研修及び訓練を　新規採用時及び　年１回以上実施すること。

第12条　業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び　非常時の体制で早期の業務再開を図るための計

画（以下、「業務継続計画）という」を策定し、当該業務継続計画に従い　必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を　新規採用時及び　年１回以上実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 13 条　ハラスメント防止の対策

事業所は、従業者が安心して働き続けられることのできる職場とするために、事業所内および利用者等からのハラスメント行為については　厳正に以下の対応をするものとします。

（１）事業所は、職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針及び相談（苦情含む）窓口を明確化し、従業者に周知・啓発を行うものとします。

（２）利用者および　その家族等が事業所の従業者に対して以下のハラスメント行為をおこなった場合には、契約解除等も含めて厳正に対応いたします。

①暴行：殴る、蹴る、つねるなどの身体的な暴力行為

②暴言：職員の尊厳を傷つけるような言葉を使う　などの行為

③威嚇：近距離または　電話口で職員に対して怒鳴る、殺傷能力のある物を示して　職員に恐怖を与える行為、　職員の求めに反してペットを柵に入れない等の行為

④セクハラ：必要もなく手や体を触る、抱きしめる、性的な発言、性的な動画や音声を流すなどの行為

⑤過度な要求：過度の謝罪の要求、職員への契約内容以外の労力や　介護保険制度　から逸脱する内容の要求　などの行為

⑥プライバシーの侵害：　職員の許可無く　その撮影をして SNS 上に投稿する、　執拗に個人情報を訊ねるなどの行為

⑦　そのほか、上記に類する　当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為

指定居宅介護支援は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後１ヶ月以内

（２）継続研修　　年４回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人名南会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

平成１６年４月１日　　一部変更
平成１９年４月１日　　一部変更
平成 21 年８月１日　　一部変更
平成 22 年３月１日　　一部変更
平成 23 年 11 月 28 日　　一部変更
平成 24 年７月２日　　一部変更
平成 29 年９月１日　　一部変更
平成 29 年９月１日　　一部変更
平成 29 年９月１日　　一部変更
令和４年９月１日　　一部変更
令和４年 10 月１日　　一部変更
令和５年 12 月１日　　一部変更
令和６年４月１日　　一部変更
令和７年４月１日　　一部変更
令和８年２月１日　　一部変更